

すまいのひろば



ユトジランド
への入口

2024年(令和6年) 5月号

JKK東京

【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

親子ふれあい住み替え募集について

高齢者世帯が子世帯の支援のもとで安心して生活ができるよう、親子ふれあい住み替え募集を実施します。

この募集に応募できるのは、現在お住まいの都営住宅に1年以上居住している方（令和5年6月1日以前に現在お住まいの都営住宅の使用許可を受けた方）で、次の1または2に該当し、3の条件を満たす方です。

応募資格

- 親世帯募集
都営住宅にお住まいで、かつ世帯全員が65歳以上（昭和34年6月15日以前の生まれ）の親世帯（単身も可）で、子世帯の近くへ住み替えを希望される方（子世帯の住宅の種類は問いません。）
- 子世帯募集
都営住宅にお住まいの子世帯で、世帯全員が65歳以上（昭和34年6月15日以前の生まれ）の親世帯（単身も可）の近くへ住み替えを希望される方（親世帯の住宅の種類は問いません。）
- 住み替えにより、親世帯と子世帯の間の最短所要時間がおおむね30分以上短縮されること（最短所要時間は公共交通機関を使用した場合の標準的な時間です。）

<申込上の注意>

- ①都民住宅、定期使用住宅、福祉住宅（民生住宅）および引揚者住宅にお住まいの方は応募できません。
- ②使用料等を滞納している方、高額所得者に認定されている方は応募できません。
- ③申込みは、親世帯または子世帯のどちらかのみとなります。両方の世帯でそれぞれ申込みをした場合は失格となります。

も
く
じ

- 親子ふれあい住み替え募集について **1 2 3**
- 連絡先の届出をお願いします..... **3**
- 身体障害者や高齢者の方の住宅設備を改善します..... **4**
- 「誰か」のこと じゃない..... **5**
- 東京都人権プラザのご案内..... **5**
- 「住宅用火災警報器」を取替えています！..... **6**

5月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、5月31日(金)です。

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。

募集戸数

25戸（詳細は3ページのとおり）

【内訳：親世帯募集14戸、子世帯募集11戸】

必要書類

（申込時）

- 1 申込書
- 2 郵便ハガキ（63円）2枚（表面に申込者の住所・氏名を書いたもの。
抽せん番号の通知用および抽せん結果の通知用）
※ 申込書に記入もれ等がある場合は、無効となることがありますのでご注意ください。

（当せん後）

- 1 親世帯、子世帯の住民票（「世帯全員」と記載のある続柄入りのもの）
- 2 親子の関係が確認できる書類（子世帯の戸籍謄本など）

申込方法

必要書類を以下の申込先まで「郵送」してください。

【申込先】〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山
JKK東京 都営住宅募集センター 入居案内係 行

申込みは郵送で、6月14日（金）までにJKK東京 都営住宅募集センターに届いたもの
に限り受け付けします。

申込書の配布期間および場所

配布期間：令和6年6月3日（月）～6月11日（火）9時～18時 ※土・日を除く

配布期間中に、都営住宅募集センター入居案内係および各窓口センターで配布します。

抽せん日

令和6年7月中旬予定

日時等は抽せん番号の通知のハガキでお知らせいたします。

住宅のあっせん

- 1 新築住宅、車いす住宅、シルバーピア住宅へのあっせんはありません。
- 2 あっせんは、募集住宅にあき家が発生した場合に行いますので、階層等の指定はできません。
- 3 住宅は、令和6年12月頃から順次あっせんしていく予定ですが、あき家の発生状況等により時間がかかる場合があります。

その他

入居に際しては、現在お住まいの住宅の返還や必要書類の提出など、所定の手続きが必要になります。

パン田先生とSDGsを学ぼう～17のGoals～



問題▶まだ食べられる食べ物を捨てることを何と
いうのでしょうか？



2 飢餓をゼロに

世界では、食べ物を十分に食べられずに、命を落
としてしまう子どもがいます。原因は自然災害、紛争、
貧困などいろいろで、解決が難しい問題です。

日本では、まだ食べられるものを大量に捨ててい
ることが問題になっています。

→答えは P3

2

給食を残さず食べたり、晩ごはんの前におやつを食べすぎない
ようにするなど、小さなことからSDGsへの行動を始められるよ！

令和6年6月 親子ふれあい住み替え募集 住戸一覧

〈親世帯が申込みできる地区〉

| 申込番号 | 区市名 | 住宅名 | 所在地 | 募集戸数 | 入居対象 | 間取り | 面積(m ²) | エレベータの有無 |
|------|------|--------------|---------------|------|------|------|---------------------|----------|
| 1 | 墨田区 | 文花一丁目第2AP | 墨田区文花1-32 | 1 | 2人以上 | 3DK | 43 | 有 |
| 2 | 江東区 | 東雲二丁目第2AP | 江東区東雲2-7 | 1 | 2人以上 | 2DK | 58 | 有 |
| 3 | 江東区 | 枝川一丁目第3AP | 江東区枝川1-10 | 1 | 1~2人 | 1DK | 33 | 有 |
| 4 | 大田区 | 南馬込三丁目AP | 大田区南馬込3-29 | 1 | 1~2人 | 1DK | 32 | 有 |
| 5 | 世田谷区 | 下馬二丁目AP | 世田谷区下馬2-33ほか | 1 | 2人以上 | 2DK | 40 | 有 |
| 6 | 世田谷区 | 下馬二丁目AP | 世田谷区下馬2-33ほか | 1 | 1~2人 | 1DK | 34 | 有 |
| 7 | 杉並区 | 高井戸西一丁目AP | 杉並区高井戸西1-31ほか | 1 | 1~2人 | 1DK | 32 | 有 |
| 8 | 足立区 | 西新井本町一丁目AP | 足立区西新井本町1-3 | 1 | 1~2人 | 1DK | 35 | 有 |
| 9 | 足立区 | 弘道二丁目第3AP | 足立区弘道2-25ほか | 1 | 1~2人 | 1DK | 32 | 有 |
| 10 | 八王子市 | 八王子大和田町AP | 八王子市大和田町1-1 | 1 | 1~2人 | 2DK | 37 | 有 |
| 11 | 武蔵野市 | 武蔵野緑町二丁目第3AP | 武蔵野市緑町2-6 | 1 | 1~2人 | 1DK | 33 | 有 |
| 12 | 昭島市 | 中神第3AP | 昭島市中神町1257ほか | 1 | 2人以上 | 2DK | 40 | 有 |
| 13 | 町田市 | 木曽森野第1AP | 町田市木曽東1-1 | 1 | 2人以上 | 2DK | 43 | 有 |
| 14 | 町田市 | 南大谷AP | 町田市南大谷264 | 1 | 1~2人 | 1LDK | 44 | 有 |

〈子世帯が申込みできる地区〉

| 申込番号 | 区市名 | 住宅名 | 所在地 | 募集戸数 | 入居対象 | 間取り | 面積(m ²) | エレベータの有無 |
|------|------|-------------|--------------|------|------|-----|---------------------|----------|
| 15 | 千代田区 | 四番町第3AP | 千代田区四番町6 | 1 | 2人以上 | 2DK | 52 | 有 |
| 16 | 新宿区 | 戸山ハイツAP | 新宿区戸山2 | 1 | 2人以上 | 3DK | 40 | 有 |
| 17 | 品川区 | 東品川第5AP | 品川区東品川2-6 | 1 | 2人以上 | 3DK | 37 | 有 |
| 18 | 中野区 | 江古田三丁目AP | 中野区江古田3-8 | 1 | 2人以上 | 2DK | 53 | 有 |
| 19 | 板橋区 | 西台一丁目AP | 板橋区西台1-15ほか | 1 | 2人以上 | 2DK | 53 | 有 |
| 20 | 練馬区 | 練馬春日町三丁目AP | 練馬区春日町3-27 | 1 | 2人以上 | 3DK | 55 | 有 |
| 21 | 江戸川区 | 清新町二丁目AP | 江戸川区清新町2-8 | 1 | 2人以上 | 3DK | 55 | 有 |
| 22 | 府中市 | 府中美好町一丁目AP | 府中市美好町1-10 | 1 | 2人以上 | 2DK | 42 | 有 |
| 23 | 調布市 | 調布緑ヶ丘二丁目AP | 調布市緑ヶ丘2-30ほか | 1 | 2人以上 | 2DK | 40 | 有 |
| 24 | 日野市 | 日野新町一丁目AP | 日野市新町1-13 | 1 | 2人以上 | 2DK | 54 | 有 |
| 25 | 西東京市 | 田無南町四丁目第2AP | 西東京市南町4-18 | 1 | 2人以上 | 3DK | 55 | 有 |

■ 親子ふれあい住み替え募集についてのお問い合わせ先

JKK東京 都営住宅募集センター 入居案内係 ☎03-3498-8894(代)

連絡先の届出をお願いします

都営住宅等では連帯保証人が不要になり、連絡先を届け出ていることになっています。

既にお届けいただいている連帯保証人については、名義人の方からの届出により連絡先に変更することができます。現在連帯保証人のいない方は、新たに連絡先を届け出てください。

連絡先の方には、緊急の際に連絡するほか、使用料等を滞納した場合に名義人の方への連絡をお願いすることがあります。

手続方法等については、JKK東京ホームページをご覧ください。「東京都行政手続クラウド申請」を利用したオンライン申請も可能です。

JKK東京ホームページ>都営住宅等にお住まいの皆さまへ>都営住宅等の主な手続き

都営住宅 連絡先変更届 🔍 検索



「東京都行政手続クラウド申請」申請手続を探す⇒06_10(入居者向け)都営住宅・都施行型都民住宅各種届出・請求⇒08_連絡先変更届



答え

食品ロス(フードロス)

3

身体障害者や高齢者の方の住宅設備を改善します

JKK東京では、身体障害者や高齢者の方を対象に、お住まいの都営住宅の住戸内の設備改善工事を実施しています。以下の申込資格①～③のすべてを満たしている方は、JKK東京の窓口センター又は、オンラインにてお申込みいただけます。なお、申込状況によっては、実施するまで時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

住宅設備の改善内容

- ① 玄関・トイレ・浴室などに手すりの設置
- ② 浴室出入口戸を引き戸又は中折れ戸に取替
- ③ 玄関ドアノブ等をレバーハンドル・ドアガードに取替
- ④ トイレにコンセントの設置
(風呂場と一体型のトイレは除く)
- ⑤ 玄関付近に照明器具の増設(住戸内)
- ⑥ 玄関にインターホンの設置(緊急連絡用装置付き)
- ⑦ 台所に火災報知器[回転灯付]の設置
(聴覚障害の方が対象です)
- ⑧ 台所にガス漏れ警報器等の設置

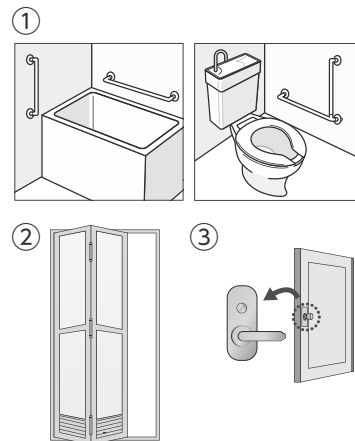
※実施項目は対象者によって異なります

※対象設備の仕様は住宅によって異なります

※⑥及び⑧は聴覚障害の方の場合[回転灯付]となります

※⑦及び⑧は、⑥と同時申込、または⑥と同等のインターホンが設置済であることが必要です

<改善内容の例>



申込資格

- ① 次のア、イ、ウのいずれか1つ以上に該当する方が居住していること
ア. 身体障害者手帳4級以上の身体障害者(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由)
イ. 戦傷病者手帳を交付された恩給法別表第1号表ノ三第1款症以上の身体障害者
ウ. 65歳以上の高齢者
- ② 認定所得月額が、一般都営住宅の入居収入基準を超えていないこと(収入超過者・高額所得者はお申込みできません)
- ③ 住宅使用料等の滞納がないこと

必要書類

- ① 住宅設備改善申込書
- ② 「身体障害者手帳」等の氏名、住所、等級がわかる部分のコピー(身体障害の方のみ)

申込方法

受持ちの窓口センター、白鬚出張所に必要書類をご提出いただくか、オンラインにてお申し込みください。

住宅設備の改善対象とならない住宅

- ① 住宅の構造上、工事ができない住宅
- ② 建替予定または閉鎖予定の住宅
- ③ 住宅設備の改善対象となる設備がすでに設置されている住宅(手すり設置を除く)
- ④ 地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅

■ オンライン申請について

「東京都行政手続クラウド申請」をご利用ください。ご利用にはユーザ登録が必要です。二次元コードを読み取り、06_10(入居者向け)都営住宅・都施行型都民住宅各種届出・請求→06_住宅設備改善工事申込書(高齢の方)/06_住宅設備改善工事申込書(身体障害者手帳等をお持ちの方)



■ 住宅設備改善に関するお問い合わせ先

6ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号①まで

「誰か」のこと じゃない。 5月1日(水)～7日(火)は憲法週間です。

5月3日は憲法記念日です。毎年、憲法記念日を中心とする5月1日から7日までの1週間は憲法週間とし、全国的に様々な取り組みが行われています。

日本国憲法は、侵すことのできない永久の権利として、国民の基本的人権を保障しています。「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きる権利」です。

しかし今でも、差別的な表現、いじめや虐待、ストーカー行為など、他者の人権を考えないような問題が起きています。

誰もが幸せに暮らせるようお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築いていくことが大切です。

これまでの事例から…

都営住宅における差別落書き

都営住宅の共用施設で、同和地区出身者や障害者などに関する差別的表現や、入居者を誹謗・中傷する内容の悪質な差別落書きが見つかっています。

差別落書きは、関係する人々を傷つけ、生活を脅かすばかりでなく、そのままにしておくと差別意識を拡大してしまうおそれがあります。このような行為は決して許されるものではありません。

差別落書きを見つけた際には、速やかにご連絡ください。

東京都住宅政策本部都営住宅経営部 ☎03-5320-4981
JKK東京 お客さまセンター ☎0570-03-0072

東京都人権プラザのご案内

東京都人権プラザは、東京都が設置した人権啓発のための拠点施設です。「セサミストリート」がナビゲートする子供の権利をテーマとする特別展示のほか、東京2020大会のレガシーである「パラリンピックムラール」の展示や、高齢者、障害者、妊婦等が感じている様々なバリアの一部を体験できるゾーン、図書資料室等もあり、人権について「学び」「体験し」「楽しむ」「気づき」「理解する」ことができます。是非一度訪れて、人権について学んでみませんか。



所在地：東京都港区芝2-5-6
芝256スクエアビル1階・2階
電話：03-6722-0123
開館時間：9時30分から17時30分まで
休館日：日曜日、年末年始



ホームページはこちら→

■お問い合わせ先

東京都総務局人権部人権施策推進課 ☎03-5388-2588(直通)

人権部ホームページ

じんけんのとびら

検索

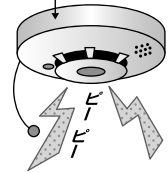
「住宅用火災警報器」を取替えています！

住戸内に設置している住宅用火災警報器の取替工事を進めています。

この警報器は東京都火災予防条例により設置及び維持管理が義務付けられた設備ですので、概ね10年で定期的な取替えが必要です。お住まいのみなさんの不在等により取替えができていない場合、火災の発見が遅れる可能性があります。工事のお知らせがあった場合は、取替え作業にご協力をお願いいたします。

また、住宅用火災警報器が設置されていない場合は、**JKK東京 お客さまセンター**（下記の電話番号②）へご連絡をお願いいたします。

この部分に設置年度が記載してあります



◆訪問販売等の悪質な業者にご注意ください◆

取替工事は JKK 東京が発注した工事会社が行います。

費用は一切かかりません。みなさん自身で購入する必要もありません。

もし警報音が鳴ったときは…

◆火災のとき◆

火元を確認し避難してください。119番通報と可能であれば初期消火を行ってください。消防への通報とあわせて、JKK東京 お客さまセンター（下記の電話番号②）にもご一報ください。

◆火災ではないとき◆

本体の警報停止ボタンを押していただくか、ひもを引いてください。警報音が止まり、通常の状態に戻ります。その後、室内の換気をしてください。

☆お問い合わせは、JKK東京 お客さまセンターへ☆

受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

JKK東京ホームページに「電話がつながりにくい時間帯について」を掲載しています。



① 各種手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

一部の手続きで
オンライン受付
可能！
詳しくは
こちら。



ナビダイヤル

☎0570-03-0071

携帯電話の無料通話分や割引サービスが
ご利用可能な方

☎03-6279-2652



② 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、
居住者の安否に関わる緊急のご連絡は
24時間365日対応

ナビダイヤル

☎0570-03-0072

携帯電話の無料通話分や割引サービスが
ご利用可能な方

☎03-6279-2653



ナビダイヤル
とは

固定電話からおかけの場合、市内通話料金で通話できます（公衆電話を除く）。
携帯電話からおかけの場合、各電話会社の無料通話分や割引サービスは適用されません。

- 月曜日及び休日の翌朝午前9時から10時までは電話が混み合いつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。
- 「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

検索



JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅 お住まいの皆さま

検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。
SAVE THE GREEN EARTH!